

令和7年 10 月は府内一斉パトロール強化月間です

国におきましては、建設リサイクル法のさらなる実効性確保のため、毎年2回(6月、10月)を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を行うこととしております。

これと呼応し、大阪府におきましても建設リサイクル法の事務を行っている府内17市(特定行政庁)と連携し、下記のとおり「府内一斉パトロール」を実施します。

記

府内一斉パトロールの実施体制

(1)実施期間 令和7年10月をパトロール強化月間とし、そのうち1週間を合同パトロール実施期間とする。

(2)実施機関 大阪府及び府内17市(特定行政庁)

(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、
寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

【問合せ先】

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ
担当：福本・森・川西
電話 06—6941—0351（内線3092）

【参考】建設リサイクル法とは

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」です。

特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全等に寄与することを目的として、平成12年5月31日に制定され、平成14年5月30日から施行されています。